

伊勢原市男女共同参画推進サポーター設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会づくりに関する活動を行う意欲のある団体・個人を募集し、男女共同参画推進サポーター（以下「サポーター」という。）を設置することにより、多様な主体との情報交換及び連携・協働を図り、男女共同参画を進めていくことを目的とする。

(資格要件)

第2条 サポーターは、男女共同参画を推進し、又は推進に関心のある個人又は団体で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 市内に在住、在勤若しくは在学している個人又は市内に所在している団体
- イ アに掲げる者のほか、前条の目的に賛同する個人又は団体
- ウ その他市長が特別に認める者

(2) サポーター活動において、宗教活動、政治活動及び販売活動を目的としない者

(3) 伊勢原市暴力団排除条例(平成23年伊勢原市条例第12号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員(以下「暴力団等」という。)でない者又は暴力団等と密接な関係を有しない者

(活動内容)

第3条 サポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市が行う男女共同参画の推進に関する事業の企画及び運営への協力
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に資する活動

(報酬)

第4条 サポーターに対する報酬は、支給しない。

(登録)

第5条 サポーターに登録しようとする者は、男女共同参画推進サポーター登録申込書・団体用(第1号様式)又は男女共同参画推進サポーター登録申込書・個人用(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込があったときはその内容を審査し、登録の可否を当該申込を行った者に通知するとともに、登録する旨を決定したときは、男女共同参画推進サポーター証(第3号様式。以下「サポーター証」という。)を交付するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 サポーターとして登録された者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに男女共同参画推進サポーター登録事項変更届・団体用(第4号様式)又は男女共同参画推進サポーター登録事項変更届・個人用(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(サポーター証の再交付)

第7条 サポーター証の交付を受けた者は、サポーター証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、男女共同参画推進サポーター証再交付申請書(第6号様式)により、市長に対しサポーター証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定によりサポーター証の再交付を申請する者は、サポーター証を紛失したときを除き、既に交付されたサポーター証を市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の内容を適当と認めるときは、サポーター証を再交付する。

(登録の辞退)

第8条 サポーターとして登録された者は、登録を辞退しようとするときは、男女共同参画推進サポーター登録辞退届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定により辞退の申出があったとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(責任)

第10条 サポーターは、その地位を営利目的で利用してはならない。

2 前項の規定に反して営利活動を行い、又はサポーターが第3条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えた場合は、当該サポーターが全ての責任を負うこととし、市は一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 サポーターに関する庶務は、男女共同参画事務主管課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則（令和6年3月25日告示第42号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

男女共同参画推進サポーター登録申込書・団体用

伊勢原市長 殿

伊勢原市男女共同参画推進サポーターに登録したいので、伊勢原市男女共同参画推進サポーター設置運営要綱第5条の規定により申し込みます。

年 月 日

ふりがな 団体名			
発足年		年	
代表者	ふりがな 氏名		
	住所	〒	
	連絡先	TEL（自宅・携帯） Email	FAX
担当者	ふりがな 氏名		
	住所	〒	
	連絡先	TEL（自宅・携帯） Email	FAX
主な活動内容			
主な活動場所			

第2号様式(第5条関係)

男女共同参画推進サポーター登録申込書・個人用

伊勢原市長 殿



伊勢原市男女共同参画推進サポーターに登録したいので、伊勢原市男女共同参画推進サポーター設置運営要綱第5条の規定により申し込みます。

年 月 日

ふりがな 氏名	
住所	〒
連絡先	TEL(自宅・携帯) FAX Email
主な活動内容	

第3号様式（第5条関係）

（表面）

	第 月 号 年 月 日
伊勢原市男女共同参画推進サポーター証	
伊勢原市男女共同参画推進サポーター設置運営要綱に基づき、 男女共同参画推進サポーターであることを証します。	
氏名・ 団体名 _____	
伊勢原市長	

（裏面）

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 伊勢原市 男女共同参画推進サポーター 設置運営要綱による規定を遵守してください。2 このサポーター証を紛失したり、登録事項に変更が生じたときは、速やかに伊勢原市へ届け出てください。3 このサポーター証を他人に貸したり、譲渡したりしないでください。4 伊勢原市 男女共同参画推進サポーター 設置運営要綱の目的に反する行為があったときは、登録を取り消すことがあります。 <p>（事務担当は、 _____ ）</p>
--

男女共同参画推進サポーター登録事項変更届・団体用

伊勢原市長 殿

伊勢原市男女共同参画推進サポーターの登録事項を変更したいので、伊勢原市男女共同参画推進サポーター設置運営要綱第6条の規定により提出します。

年 月 日

認定番号	第	号
------	---	---

変更する項目へチェックを入れ、変更後の内容を記入してください。

	ふりがな 団体名	
代表者	ふりがな 氏名	
	住所	〒
	連絡先	TEL(自宅・携帯) FAX Email
担当者	ふりがな 氏名	
	住所	〒
	連絡先	TEL(自宅・携帯) FAX Email

第5号様式(第6条関係)

男女共同参画推進サポーター登録事項変更届・個人用

伊勢原市長 殿

伊勢原市男女共同参画推進サポーターの登録事項を変更したいので、伊勢原市男女共同参画推進サポーター設置運営要綱第6条の規定により提出します。

年 月 日

認定番号	第 号
------	-----

変更する項目へチェックを入れ、変更後の内容を記入してください。

	ふりがな 氏名	
	住所	〒
	連絡先	TEL(自宅・携帯) FAX Email

男女共同参画推進サポーター証再交付申請書

伊勢原市長 殿

伊勢原市男女共同参画推進サポーター設置運営要綱第7条第1項の規定に基づき、サポーター証の再交付を申請します。

年 月 日

認定番号	第 号
ふりがな 氏名 法人その他団体 にあっては、団 体名	
住所	〒
連絡先	TEL(自宅・携帯) FAX Email
再交付が 必要な理由	紛失 毀損 汚損 その他()

紛失以外の理由の場合、交付済みのサポーター証と引き換えに新しいサポーター証を再交付します。また、再交付後、紛失していたものが見つかった場合は、速やかに所管課まで届け出てください。

第7号様式(第8条関係)

男女共同参画推進サポーター登録辞退届

伊勢原市長 殿

伊勢原市男女共同参画推進サポーターの登録を辞退したいので、伊勢原市男女共同参画推進サポーター設置運営要綱第8条の規定により提出します。

年 月 日

認定番号	第 号
ふりがな 氏名 法人その他団体 にあつては、団 体名	
住所	〒
連絡先	TEL(自宅・携帯) FAX Email